

登録建築物調査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社グッド・アイズ建築検査機構登録建物調査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「GE」という。)が実施する登録建築物調査業務(以下「建築物調査業務」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(登録建築物調査手数料)

第2条 業務規程第22条に規定する登録建築物調査業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

申請建築物の延べ面積	金額 (消費税込)	
	共同住宅	非住宅
2,000 m ² 未満	100,000 円 (105,000 円)	140,000 円 (147,000 円)
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	140,000 円 (147,000 円)	180,000 円 (189,000 円)
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	180,000 円 (189,000 円)	240,000 円 (252,000 円)
10,000 m ² 以上 30,000 m ² 未満	240,000 円 (252,000 円)	300,000 円 (315,000 円)
30,000 m ² 以上	300,000 円 (315,000 円)	380,000 円 (399,000 円)

調査時には株式会社グッド・アイズ建築検査機構 業務出張費規程による出張費が発生致します。

(再調査手数料)

第3条 GEが登録建築物調査業務を行った建築物を再調査する場合は前条の表に記載する金額の70%とする。

(手数料の加算)

第4条 登録建築物調査業務を遂行するにあたり、特別な調査費用又は出張費等が生じた場合は申請者の負担とする。

(再交付手数料)

第5条 GEが適合書を再交付する場合の手数料は、1通につき10,000円とする。

(附則)

この規程は、平成21年9月11日より施行する。

制定：平成21年8月26日